

多重債務に陥らないために

多重債務に陥る要因は、計画性のないキャッシングやクレジットカードの利用、突然の病気による手術や入院による出費、リストラや給与の減額、会社の倒産など、様々な原因が考えられます。

●「借金問題」で苦しまないための心得

- ・家計簿をつけるなどして、生活設計を立てましょう。
- ・いざという時に備え、預金等をしておきましょう。
- ・借金をするときは、支払総額や金利等を必ずチェックして、必要最低限の利用にしましょう。
- ・借金の返済のための借金をしてはいけません(鉄則です)。

●借金の返済で困っていたら、消費生活センターにご相談ください！

～ 借金の問題は、必ず解決できます ～

県消費生活センターでは、借金の問題で苦しんでいる人について、借金の状況を確認し、解決のための助言を行い、弁護士・司法書士による債務整理につなげるお手伝いをしています。

まずは、お近くの消費生活センターにご相談ください。



『困った』『どうしよう』そんな時は早めにご相談を！

長野消費生活センター (長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健所庁舎1階)	電話 026-223-6777	FAX 026-223-6771
松本消費生活センター (松本市中央1-23-1 松本商工会館内)	電話 0263-35-1556	FAX 0263-35-0949
消費生活センターおかや (岡谷市中央町1-1-1 ラオカヤ1階)	電話 0266-23-8260	FAX 0266-23-8248
飯田消費生活センター (飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)	電話 0265-24-8058	FAX 0265-21-1703
上田消費生活センター (上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎隣)	電話 0268-27-8517	FAX 0268-25-0998

編集・発行

長野県企画部消費生活室
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1
TEL026-223-6770 FAX026-223-6771
E-mail shohi@pref.nagano.jp

消費者のための 借地借家トラブル無料相談会を 開催します

「きれいに住んでいたのに、アパートの敷金が返ってこない」
「退去時にクロスの張替えやハウスクリーニング料金を請求された」
など、借地借家に関するトラブルを抱えている人を対象に、県では司法書士会の協力を得て、借地借家トラブル無料相談会を下記により行います。面接は予約制で行いますので、事前に、お近くの県消費生活センターに予約の電話をしてください。

■日 時：3月27日(金) 10時～17時
■会 場：上記の県消費生活センター
(予約受付開始：3月16日(月)から)

この日以外でも、
消費生活センターでは
相談を受け付けて
います。



ながのけん

くらし得情報

はインターネットでも御覧いただけます。

www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/jyohou/index.htm